

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成 23 年 5 月 10 日

49 人限定の募集を謳うあやしい社債の勧誘にご注意！

高齢者の方を中心に、あやしい社債の勧誘を巡るトラブルが増加しています。

〈相談内容〉 プロ向けファンドの劇場型勧誘

A社から、社債を買わないかと電話があり、資料が届いた。その後、またA社から電話で、資料は49人しか配っていないと言われ、1口10万円の社債を2口購入した。ところが、B社から電話があり、額面の5倍で買い取るのもっと買い増すように言われ、合計200万円支払ってしまった。(60歳代 男性)

★消費者センターからのアドバイス

1. 「絶対に儲かる」などと勧める安易な儲け話はきっぱり断る！
2. 見知らぬ業者からの勧誘話を安易に信用しない！
3. 「社債を買い取る」という業者の電話には耳を貸さない！
4. 「あなただけ」などと契約を急がされたりしても、あわててお金を支払わない！
5. 過去に未公開株などの取引経験のある消費者は、被害回復などを謳う二次被害もあるので要注意！
6. 高齢者のトラブルが多いので、家族や地域で見守ること

※ 心配なときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

※ 県消費生活センターでも似たような事例相談をうけています。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	他各市町相談窓口